

第 1 2 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 6 年 6 月 6 日（木）午後 1 時 3 0 分より、第 1 2 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について

第 3 号議案 非農地通知の決定について

第 1 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	5 番 山崎 省吾
7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一
1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 清水 幹央	

（欠席委員）

2 番 徳田 明子	6 番 井内 英樹	1 4 番 寺川 勝之
-----------	-----------	-------------

（農地利用最適化推進委員）

中井 正樹

（事務局）

澤田 局長	奥田 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	岸本（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に徳田委員、井内委員、寺川委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、村田推進委員、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 1 2 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、清水委員、北浦委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、徳田委員と佐原委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件をご説明申し上げます。</p> <p>いずれも譲受人は同一の農地所有適格法人となります。譲渡人は譲受人からの申し出により、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転されるものです。営農計画では、水稻を栽培される予定です。</p> <p>本議案につきましては、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
佐原委員	<p>報告します。去る 5 月 2 7 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行つてま</p>

	<p>いりました。</p> <p>番号 1 の槇島町 並びに伊勢田町 及び の利用状況につきまして、いずれも耕起済みの田でした。</p> <p>番号 2 の伊勢田町 の利用状況につきましても、耕起済みの田でした。</p> <p>番号 3 の伊勢田町 の利用状況につきましても、耕起済みの田でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>譲受法人は、4、5年くらい前から巨椋池干拓田内でたくさんの農地を購入して農業されていらっしゃるんですよね。地元委員さんに聞きたいんですが、本当に適切に農地を耕してお米をちゃんとされているんですか。事務局でも構いません。</p>
中林委員	<p>地上げしているところがありませんでしたか。</p>
中西委員	<p>半分地上げして駐車スペースにしているところですよ。借りている人がネギをされていたはずですよ。</p>
佐原委員	<p>今はとうもろこしを栽培されていますよね。確かに誰かに貸していたと思います。</p>
小島委員	<p>誰かに又貸しされているんですか。</p>
局 長	<p>基本的に又貸しということはないです。作業受委託をされているかどうかは分かりません。</p>
佐原委員	<p>地上げしていたところは確か、巨椋池土地改良区が工事をするために地上げして、そのまま残しておくというような内容だったと思います。</p>
中西委員	<p>昨年くらいだったと思いますが、その案件が出てきて、その際に納得したものでなかったでしょうか。</p>
局 長	<p>個人名義と法人名義がございますので、個人名義はすぐ分からないのですが、法人名義の土地で正式に貸借を結んで貸されているところはありません。ただ、</p>

	<p>受委託で作業を任せていらっしゃるかどうかについては、事務局では把握できません。</p> <p>なお、譲受法人は農地所有適格法人ですので、定期的に決算報告をしてもらうことになっております。それによりますと、令和4年度の決算で農業に関する売り上げが約2,500万円ということで報告を受けております。</p> <p>事務局で経営農地の確認をさせていただいておりますが、不適切な状態の農地はございません。</p>
小島委員	<p>ちゃんと耕作しているか確認されているということですね。</p>
局長	<p>そうです。全体で約9haの内、宇治市内が約4ha、残りは久御山町と京都市にございます。</p>
社会長職務代理者	<p>約9haで売り上げ2,500万円では少ないんじゃないでしょうか。</p>
局長	<p>ほとんどが田んぼをされています。</p>
議長	<p>巨椋池干拓田の中ではそんなに荒らしているところはありませんよね。</p>
中西委員	<p>先ほど申した地上げされた所だけだと思います。地続きで2枚あるはずです。</p>
中林委員	<p>トラックのアオリが仕切りのように入れられているところですね。</p>
議長	<p>荒れてきているから言わないといけないな、と思った頃には草刈りされていますね。</p>
中西委員	<p>最低限、年に一度は草刈りされているようです。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p>

<p>局長</p>	<p>事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、貸露天資材置場への転用となります。</p> <p>4月30日に小島委員から無断転用の疑いがあるとの情報提供を受け、事務局で確認したところ、既に資材置場として利用されている状況であったため、許可権者である京都府とも調整のうえ、使用の即時中止と搬入物及び設置物の撤去、農地法第4条の許可手続きについて、指導を行ったところです。</p> <p>この度、一定の原状回復措置が確認できたことから、農地法第4条の許可申請を受理し、議案として提出したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>佐原委員</p>	<p>報告します。去る5月27日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の白川 の利用状況につきましては、不作付地で、砕石が半分以上敷かれておりました。その一部には、更に砕石が積まれている状態でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
<p>小島委員</p>	<p>面積もそんなに広くない農地で、以前はミカンの木を植えられていたと思います。</p> <p>近隣で耕作していると、急に砕石を持ってきてフェンスを施されました。事情を聴くと農業委員をされたことがないのもあり、許可が要ることも知らなかったようです。事務局で説明を受けるよう伝えて相談に行ってもらい、今回申請がなされたという状況です。隣接農地もなく、転用はやむを得ないかなと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>始末書は必要ないんですか。</p>

局 長	一応、原状回復されている形ですが、始末書は付けてもらっております。
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に「第3号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 非農地通知の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>まず、非農地通知の決定に係る本委員会の取扱いにつきまして、若干、説明をさせていただきます。</p> <p>現在の運用については、農地部会において、再生利用が不可能と判断された農地については、総会に諮り、非農地決定を行っていますが、国の通知に基づき、所有者への意向確認及び同意は不要とするとともに、無断転用の疑いのあるものは原則、非農地決定は行わない運用としております。</p> <p>一方、令和3年度の途中までは、非農地とすることについて、原則、所有者同意が得られたもののみを総会に諮り、非農地決定を行う運用を行ってまいりました。また、無断転用の疑いのあるものでも状況に応じて非農地決定を行ってきたところ です。</p> <p>本議案の土地については、平成27年12月に非農地手続きに向けた現地調査を実施し、長年、宅地として利用されてきたことから、非農地相当と判断し、当時、共有名義人である兄弟2人に利用意向調査を行いました。お兄さんからは、非農地とすることについて、同意の意思表示があったものの、弟さんからは何ら意思表示がなかったため、非農地手続きについては保留、その後、お兄さんはお亡くなりになりました。</p> <p>今年に入り、弟さんから土地の扱いについて相談があり、非農地とすることについて、同意の意思が示されたため、これまでの経過を踏まえ、今回、議案として提出させていただいたものでございます。</p> <p>なお、住宅については、築後50年は経過しているものと思われま す。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、宅地造成に向けたボーリング調査のための一時転用となります。期間は6月10日までの予定です。当該土地につきましては、生産緑地の行為制限は既に解除されております。</p> <p>番号2につきましては、お寺の駐車場に転用されるもので、アスファルト舗装、雨水は東側側溝に排水される予定で、隣接農地はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>

(午後1時55分審議終了)

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____